JACA
JAPAN ASSOCIATION FOR COLLEGE ACCREDITATION
NEWS LETTER
一般財団法人 短期大学基準協会

2014 AUGUST Vol.67

CONTENTS

●巻頭言　短期大学基準協会の節目に
●基準協会の動き
●論説１　第三者評価を受けて得たもの
●論説２　ALO を経験して
●協会から　短期大学の改革を支える認証評価

巻頭言

短期大学基準協会の節目に

一般財団法人短期大学基準協会　理事長
郡山女子大学短期大学部　理事長・学長
関　口　　修

短期大学基準協会は認証評価を開始してから、今年で 10 年目の年を迎えました。更に、準備期間を加えると 12 年目ですが、その間の振返りをいたす時期になりました。

短期大学基準協会の初代理事長をお務めになられた故川並弘昭先生（聖徳大学短期大学部）からのご指名で、短期大学基準協会を文部科学省が認証する認証評価機関として設立するために設けられた準備委員会の委員として、評価基準及び評価方法の策定に参画したのが昨日のことのようです。

これには沢山の先生方が参画されましたが、とりわけ、ご指導をいただいたのは故川並理事長はもちろんのこと、関根秀和先生（本協会前副理事長、大阪女学院短期大学）や山内昭人先生（本協会前理事、香蘭女子短期大学）の熱意溢れるご尽力には敬服させられました。

これらの先生方をはじめ、参画された委員の基準に関するコンセプトは如何にして短期大学が特色を発揮し、向上充実への取り組みを継続しているかであり、苦労している短期大学の存在を否定する評価は忌避するものでした。現在も、その理念は継続されています。

このような取り組みには手本が必要でしたので、当時ハワイ大学コミュニティカレッジの総長をしていた本協会理事のジョイス・津野田先生のご紹介で米国西地区学校・大学基準協会二年制高等教育機関認定委員会（ACCJC／WASC）のご協力をいただききました。この団体は現在、本協会と連携協定を締結し、友好的な交流を続けております。

評価事業が開始されて以来の経過から見えますことは、短期大学制度そのものが制度疲労に至り、見直しの必要性が顕著となってきたことです。従って、本協会は日本私立短期大学協会と協調し、短期大学の再生を目指さなければならないと思う昨今です。

昭和 25 年、短期大学制度が始められて以来、昭和 39 年に恒久的な制度とはなりましたが、制度そのものへの見直しはなされておりません。

短期大学は全短期大学の力を結集し、新たな制度への道を開く時が到来したようです。

基準協会の動き

第三者評価

平成 26 年度

●平成 26 年度第三者評価　評価員研修会を開催しました

本協会では、平成 26 年度の第三者評価（評価校 57 校）を実施するための評価員 241 名を対象に、7 月 14 日（月）・15 日（火）の 2 日間にわたり、東京・市ヶ谷「アルカディア市ヶ谷（私学会館）」において「平成 26 年度第三者評価　評価員研修会」を開催いたしました。当日は下記の内容の研修を行いました。

平成 26 年度第三者評価　評価員研修会

＜第 1 日目＞ 7 月 14 日（月）

初任者対象研修会

「開会挨拶　第三者評価について」　原田　博史 氏〔第三者評価委員会委員長〕
「評価員の役割について」　川並　弘純 氏〔第三者評価委員会委員〕
「質疑応答」
「評価様式の取り扱い・事務的な留意事項について」
桜井　一江 氏〔短期大学基準協会事務局事業課長〕
「短期大学設置基準等について」　君塚　剛 氏〔文部科学省高等教育局大学振興課　課長補佐〕

＜第 2 日目＞ 7 月 15 日（火）

評価員全体研修会

「開会挨拶」　関口　修氏〔短期大学基準協会理事長〕
「基準別評価の考え方Ⅰ－基準Ⅰ・基準Ⅱ・基準Ⅲ（教育資源）」
原田　博史 氏〔第三者評価委員会委員長〕
「基準別評価の考え方Ⅱ－基準Ⅲ（財的資源）・基準Ⅳ・選択的評価基準」
麻生　隆史 氏〔第三者評価委員会副委員長〕
「基準別評価票の作成について」　大野　博之 氏〔第三者評価委員会委員〕
評価チーム打合せ
「基準別評価の考え方Ⅲ - 基礎資料」　桜井　一江 氏〔短期大学基準協会事務局事業課長〕
「書面調査・訪問調査の留意事項について」
竹田　貴文 氏〔短期大学基準協会事務局長〕
「質疑応答」

グループ A・D 研修会

「財務諸表の見方について」　富永　和也 氏〔第三者評価委員会委員〕
「質疑応答」
「閉会挨拶」　原田　博史 氏〔第三者評価委員会委員長〕

（原田博史第三者評価委員会委員長による講演）

（評価チームによる打合せの様子）

組織

●評議員の選任について

去る6月20日（金）に行われた第3回評議員会において、辞任に伴う評議員の選考が行われ、次表の方々が選任されました。

〈評議員　辞任〉

氏名	所属機関／職名
香川　達雄	女子栄養大学短期大学部／前理事長
片岡　一忠	高知学園短期大学／前学長
中野　正明	華頂短期大学／学長

〈評議員　就任〉

氏名	所属機関／職名
石永　正隆	山陽女子短期大学／学長
一谷　宣宏	園田学園女子大学短期大学部／理事長
田島　眞	実践女子大学短期大学部／学長

●任期満了に伴う次期役員について

去る6月20日（金）に開催された第3回評議員会において、任期満了に伴う次期役員（理事・監事）の選考が行われ、右表の方々が選出されました。

●理事長、副理事長及び代表理事について

6月20日（金）に行われた新役員による第1回臨時理事会において、理事長及び副理事長の選任が行われ、理事長に関口修理事、副理事長に原田博史理事と福元裕二理事が選任されました。また、理事長及び副理事長は定款の規定により代表理事に選定されました。

〈理事・監事〉（○代表理事）

役職	氏名	所属機関／職名
○理事長	関口　修	郡山女子大学短期大学部／理事長・学長
○副理事長	原田　博史	岡山短期大学／理事長・学長
○副理事長	福元　裕二	西九州大学短期大学部／理事長・学長
理事	麻生　隆史	山口短期大学／理事長・学長
理事	安部恵美子	長崎短期大学／学長
理事	大野　博之	国際学院埼玉短期大学／副理事長・学長
理事	奥田　吾朗	大阪国際大学短期大学部／理事長
理事	上平　幸好	函館短期大学／学長
理事	川並　弘純	聖徳大学短期大学部／理事長・学園長・学長
理事	工藤　智規	東京電機大学／監事
理事	佐久間勝彦	千葉経済大学短期大学部／理事長・学長
理事	佐々木公明	霞が関法律会計事務所／弁護士
理事	清水　一彦	筑波大学／理事・副学長
理事	滝川　嘉彦	名古屋文理大学短期大学部／理事長・学園長
理事	竹田　貴文	一般財団法人短期大学基準協会／事務局長
理事	舘　昭	桜美林大学／教授
理事	ジョイス・津野田幸子	聖徳大学／学長補佐・教授
理事	中野　正明	華頂短期大学／学長
理事	八耳　俊文	青山学院女子短期大学／学長
監事	小口　春久	日本歯科大学東京短期大学／学長
監事	齋藤　力夫	永和監査法人／会長
監事	谷本　栄子	関西外国語大学短期大学部／理事長・学長

●広報委員会委員長・副委員長について

広報委員会委員長の辞任に伴い、委員長と副委員長に次表の方々が就任しました。

〈広報委員会〉

役職	氏名	所属機関／職名
委員長	川並　弘純	聖徳大学短期大学部／理事長・学長
副委員長	佐藤　善一	女子美術大学短期大学部／学長補佐

●第三者評価委員会の委員補充について

去る6月20日開催の第1回臨時理事会において、第三者評価委員会の委員補充が決定しました。

〈第三者評価委員会〉

氏名	所属機関／職名
奥田　吾朗	大阪国際大学短期大学部／理事長

平成27年度

●平成27年度第三者評価の申込みを締め切りました

平成27年度第三者評価は、去る5月30日付で評価の申込み案内を全国の公・私立短期大学へ送付し、7月末日に評価の申込みを締め切りました。平成27年度に評価を受ける短期大学は、9月の理事会で決定します。

●「平成27年度第三者評価ALO対象説明会」を開催します

本協会では、平成27年度に第三者評価を受ける短期大学のALO（第三者評価連絡調整責任者）及び関係者を対象（評価申し込み校以外の参加も可）とした「平成27年度第三者評価ALO対象説明会」を、来る8月27日（水）に東京・市ヶ谷「アルカディア市ヶ谷（私学会館）」にて開催します。当日は、短期大学評価基準等について、選択的評価基準及び平成25年度評価からみた留意点について、基礎資料及び事務的な留意事項について、訪問調査の対応等についての説明・質疑応答を行う予定です。

平成25年度

事業報告・決算報告

●平成25年度事業報告及び決算報告が承認されました

去る5月22日（木）開催の第10回理事会及び6月20日（金）開催の第3回評議員会において、平成25年度の事業報告案及び決算報告案が承認されました。詳細は本協会のウェブサイト（http://www.jaca.or.jp/）に掲載しておりますので、ご参照ください。

平成25年度事業報告

概要

一般財団法人短期大学基準協会では、平成25年度に申請のあった42短期大学に対して第三者評価（認証評価）を実施いたしました。評価の結果、41短期大学は、短期大学評価基準を満たしているものとして、適格と認定しました。なお、1短期大学については、評価を実施した時点では適格、不適格の判定に至らなかったため「保留」としました。

また、平成22年度第三者評価において「保留」としていた1短期大学を、再評価の結果、「適格」としました。

短期大学にかかわる高等教育の調査研究では、短期大学における主体的改革・改善に資する自己点検方法に関する調査研究として、昨年度に引き続き短期大学の自己点検・評価活動に資する学生調査の開発を

行っています。

文部科学省の先導的大学改革推進委託事業を受託し、米国の短期高等教育の関係機関やコミュニティ・カレッジを訪問してインタビュー調査を行いました。

なお、本協会は会員制をとっており、平成 25 年度末現在の会員は 316 校でありました。

平成 25 年度の事業の内容は次のとおりであります。

◇事業内容

1．認証評価機関としての第三者評価の実施

(1) 平成 25 年度第三者評価の実施

平成 25 年度第三者評価については、平成 24 年 6 月に全国の公・私立短期大学へ評価申込案内を送付し、7 月末に締め切った結果、42 校から評価の申込みがありました。

第三者評価実施に先立ち、平成 24 年 8 月 24 日に評価申込校の自己点検・評価活動や第三者評価を円滑に進める責任者（ALO）、教員及び事務局関係者等（出席者 95 名）並びに評価申込校以外の会員校関係者（出席者 128 名）を対象に「平成 25 年度第三者評価 ALO 対象説明会」を開催して、当協会の目指す第三者評価、実施体制、実施方法等の説明を行いました。

第三者評価委員会では、登録された評価員候補者のうちから A グループ（理事長・学長等）47 名、B グループ（自己点検・評価活動に経験がある幹部レベルの教員）48 名、C グループ（自己点検・評価活動に経験がある中堅レベルの教員）47 名、D グループ（自己点検・評価活動に経験がある事務部門の責任者）47 名の計 189 名（待機評価員 20 名を含む）を選出し、評価校 1 校につき 4 ～ 5 名の「評価チーム」を編成しました。

評価校 42 校の評価員を対象に平成 25 年 7 月 11 日及び 12 日の 2 日間、「平成 25 年度第三者評価評価員研修会」を開催して、本年度の第三者評価に関する基本的な考え方について共通理解を図りました。研修会終了後、評価員は、評価校から提出された自己点検・評価報告書に基づく書面調査を行い、9 月初旬から 10 月下旬まで 2 泊 3 日の予定で訪問調査に臨みました。評価チームは、訪問調査終了後に当該評価校の基準別評価票を作成し、第三者評価委員会へ提出しました。

第三者評価委員会では、機関別評価原案の作成に当たる 11 分科会を設け、11 月 18 日・19 日、12 月 3 日・4 日の 4 日間にわたって分科会を開催しました。各分科会では、評価チームから提出された基準別評価票について検討を加え、当該チーム責任者からヒアリングを行ったうえ、機関別評価原案を作成しました。

第三者評価委員会では、各分科会で作成された機関別評価原案について、各分科会主査の報告を受けた後、全体的観点から審議し、機関別評価案を作成しました。さらに 12 月 19 日に開催された理事会では、判定を「適格」とする 36 校、「条件付き適格」とする 5 校及び評価を実施した時点では適格、不適格の判定に至らなかったため「保留」とした 1 校の機関別評価案と、平成 22 年度保留校の再評価により 1 校を「適格」と認定する評価案の説明の後、審議の結果、承認されました。翌 20 日に各評価校へ機関別評価案を通知（内示）しました。

第三者評価委員会からの内示に対して、異議申立ては無く、意見申立てについては 18 校から表現等の訂正の申立てがありました。平成 26 年 1 月 30 日に開催された第三者評価委員会において意見申立てについての対応案がまとめられました。2 月 6 日に第三者評価審査委員会が開催され、第三者評価委員会の意見申立てについての対応の審査を行い、提言をとりまとめました。2 月 20 日の第三者評価委員会では、第三者評価審査委員会からの意見申立てに対する提言を基に機関別評価結果案を審議・決定しました。

条件付き適格とした 5 校には、内示の際に年度内の早急な改善を求めることとし、それぞれ改善計画

及び改善報告に関する書類等が提出され、第三者評価委員会で審議を行い、2 校について改善を確認し適格としました。2 月 21 日の理事会では、改善についての第三者評価委員会の取り扱いが承認され、2 校が適格と認定されました。

3 月 12 日の第三者評価委員会では、条件付き適格の 3 校から提出された改善報告について審議を行い、改善を確認し適格としました。翌 3 月 13 日の理事会において第三者評価委員会の判定を承認し、3 校を適格と認定しました。続いて、第三者評価委員会から最終的な機関別評価結果案が提出され、審議の結果、機関別評価結果を決定して、評価校へ評価結果を通知しました。

平成 25 年度第三者評価結果報告書を作成し、会員校、文部科学省、報道機関及び関係各方面へ配布しました。

(2) 平成 25 年度第三者評価の評価員研修会の実施

「平成 25 年度第三者評価　評価員研修会」は、平成 25 年 7 月 11 日・12 日の 2 日間にわたり開催しました。今回は、第 1 日目（7 月 11 日）を初任者対象（出席者 128 名）として、新しい第三者評価に臨むにあたっての評価の視点や評価員の役割について研修を実施しました。第 2 日目（7 月 12 日）は評価員全体（出席者 184 名）として、基準別評価の考え方や書面調査・訪問調査の留意事項等についての研修を行ったのち、各評価チームに分かれて打合せを行いました。

(3) 平成 26 年度第三者評価の準備

平成 26 年度第三者評価については、平成 25 年 6 月に全国の公・私立短期大学へ評価の申し込み案内を送付し、7 月末に評価申込みを締め切った結果、私立短期大学の 57 校から評価の申込みがありました。後日、評価申請の取り下げが 1 校からあったため、平成 26 年度の評価校は 56 校となりました。

申込み校には、平成 19 年度に評価を受けた短期大学の他に、第 1 評価期間の評価を他の認証評価機関で受審した短期大学 1 校、平成 21 年度及び平成 25 年度入会の新規短期大学各 1 校、平成 20 年度評価校 10 校、平成 21 年度評価校 1 校が含まれています。なお、平成 19 年度評価校のうち、申込みのなかった 4 校については、2 校が他の認証評価機関の評価を申請、2 校が学生募集停止となっています。

(4) 平成 26 年度第三者評価の ALO 対象説明会の実施

平成 26 年度評価実施校 ALO 対象説明会は、平成 25 年 8 月 23 日に開催しました。平成 26 年度に評価を受ける 57 校（後日、1 校評価申請取り下げ）の ALO（第三者評価連絡調整責任者）、教員及び事務局関係者等並びに評価申込校以外の会員校（89 校）、他の認証評価機関 2 機関の関係者など計 231 名の参加を得て、第 2 評価期間の短期大学評価基準と自己点検・評価報告書作成上の留意点等についての説明をしました。

(5) その他認証評価に係る事業

本協会の第三者評価は数多くの評価員の協力に支えられていますが、その御労苦に多少なりとも応えるため、平成 25 年度第三者評価の評価員 169 名に対して認定証を交付しました。

2．短期大学が行う自己点検・相互評価活動の促進及び支援

(1) 自己点検・相互評価活動のための情報提供などの支援

自己点検・相互評価推進委員会は、短期大学間の相互評価の相手校を選定する支援として、相互評価実施に関するデータを収集し、相互評価を希望する会員短期大学にそのデータを提供するため、4 月に会員短期大学へ相互評価に関する情報提供の調査を実施しました。6 月に情報提供を承諾した短期大学へ相互評価に係るデータを一覧表にして提供しました。

(2) 短期大学間の相互評価の推進

相互評価の報告を、平成 22 年度から従来の冊子による配布に代えて本協会のウェブサイトに掲載しています。平成 25 年度に掲載したものは以下のとおりです。

1	新潟中央短期大学と帝京学園短期大学（平成 25 年 4 月掲載）
2	育英短期大学と清泉女学院短期大学（平成 25 年 5 月掲載）
3	東北文教大学短期大学部と滋賀短期大学（平成 25 年 10 月掲載）
4	京都西山短期大学と正眼短期大学（平成 25 年 10 月掲載）

3．地域総合科学科（総称）の適格認定評価・達成度評価

(1) 平成 25 年度達成度評価の実施

平成 25 年度地域総合科学科に対する達成度評価（1 校）

短期大学名	開設学科名
佐野短期大学	総合キャリア教育学科（平成 22 年度開設）

(2) 今後の地域総合科学科の在り方についての検討

平成 25 年 5 月 23 日に開催された第 5 回理事会において、地域総合科学科の在り方について審議が行われ、最近の短期大学の将来構想についての議論やコミュニティ・カレッジへの道、私学助成についての取り扱い、文部科学省の地（知）の拠点整備事業（大学 COC 事業）等、様々な状況の変化もあるので、これらの動向も踏まえ、今後も在り方の検討を継続していくことが確認されました。

4．短期大学に関わる高等教育の調査研究

(1) 短期大学における主体的改革・改善に資する自己点検方法に関する調査研究

〇短大生調査 2013 年：「大学生調査研究プログラム」（JCIRP）協力調査研究

調査研究委員会では、「短期大学における主体的改革・改善に資する自己評価方法に関する調査研究」を重点課題としており、その取り組みの一つとして、平成 20 年度から短期大学の自己評価に資する学生調査の開発を目的に短大生調査を実施しており、調査票の開発と全体集計結果の分析は、同委員会委員でもある山田礼子同志社大学教授をリーダーとする「大学生調査研究プログラム」（Japanese Cooperative Institutional Research Program, JCIRP）の研究グループに担当していただいております。平成 24 年度に実施した第 5 回短大生調査 2012 年（JJCSS2012）は、調査に参加した短期大学全体の集計結果を基にして、前記研究グループ分析チームにより分析が行われ、5 月に最終報告書を刊行し、調査に参加した短期大学や会員校及び教育関係者に広く配布しました。

また、平成 25 年度に実施した第 6 回目となる短大生調査 2013 年（JJCSS2013）では、37 校（12,916 名）の短期大学にご参加いただきました。調査結果については、平成 26 年 2 月に参加校へ個別集計結果データを送付しました。また、全体の調査結果は、最終結果報告が 9 月頃にまとまる予定です。

5．短期大学に関する資料等の刊行及び会報の発刊

(1) ニューズレターの発刊

本協会の広報委員会は、年 4 回会報「ニューズレター」を刊行し、会員校はじめ関係者に本協会の活動等についてお知らせしています。平成 25 年度は次のとおり第 65 号までを発刊しました。なお、バックナンバーは、本協会のウェブサイト（http：//www.jaca.or.jp/）に掲載しています。

〇第 62 号（平成 25 年 4 月発刊）

・論説 1

「評価員を経験して感じたこと」 安谷屋武人

・論説 2

「評価員を経験して」 佐藤生一

・論説 3

「評価員を経験することの意味」 野尻嘉朗

・協会から

「グローバル化する社会で短期大学が生きる道」 奥田吾朗

・基準協会の動き

平成 24 年度第三者評価結果を公表、平成 25 年度会費、事業計画及び収支予算、副理事長（代表理事）の交代、各種委員会委員の決定、「短大生調査 2013 年（JJCSS2013）」の実施予告、会員校の状況、事業課長の交代、米国西地区学校・大学基準協会二年制高等教育機関認定委員会（ACCJC）との連携協定締結

〇第 63 号（8 月発刊）

・論説 1

「第三者評価で手にし得たもの」 山下　忍

・論説 2

「ALO を経験して」 岡田耕一

・協会から

「認証評価をリードする短期高等教育へ」 清水一彦

・基準協会の動き

平成 25 年度第三者評価　評価員研修会の開催、平成 26 年度第三者評価の申込みの締め切り、「平成 26 年度第三者評価 ALO 対象説明会」の案内、平成 24 年度事業報告及び決算報告、理事・監事の辞任及び就任

〇第 64 号（10 月発刊）

・論説 1

「第三者評価は仲間からのエール」 山田修平

・論説 2

「ALO を経験して」 猪上徳雄

・協会から

「短期大学独自の質向上を目指して」 大塚雄作

・基準協会の動き

平成 25 年度第三者評価訪問調査の実施、平成 26 年度第三者評価　評価校の決定、ALO 対象説明会を開催、平成 22 年度開設の地域総合科学科に対する達成度評価を実施

〇第 65 号（平成 26 年 1 月発刊）

・論説 1

「第三者評価で手にし得たもの」 片桐多恵子

・論説 2

「ALO を経験したこと」 仲宗根　稔

・協会から

「短期高等教育の質の向上を目指して」 今野雅裕

・基準協会の動き

平成 25 年度第三者評価委員会分科会を開催、機関別評価案の通知（内示）、短大生調査 2013 年（JJCSS2013）の実施、認証評価に関する意見交換会の開催、事業課長の交代

⑵ 第三者評価結果報告書の刊行

上記 1 ー（1）のとおり、「平成 25 年度第三者評価結果報告書」を作成し、会員校及び関係機関等に配布し、ウェブサイトにも掲載しました。

⑶ 短期大学学生に関する調査（2012 年）結果報告の刊行

調査研究委員会が平成 20 年度から行っている短大生調査は、上記 4 ー（1）のとおり、第 5 回目の調査結果を「短期大学学生に関する調査研究―2012 年 JJCSS 調査全体結果報告―」としてまとめ、会員校及び関係機関等に配布し、ウェブサイトにも掲載しました。

⑷ 短期大学間相互評価報告書のウェブサイトへの掲載

上記 2 ー（1）のとおり、平成 25 年度分の相互評価報告について 4 組の成果を掲載しています。

6．その他目的を達成するために必要な事業

⑴ 国際間（ACCJC 等）の情報の交換及び協力

本協会では、平成 25 年 3 月に米国西地区学校・大学基準協会二年制高等教育機関認定委員会（ACCJC／WASC）との間で短期大学の国際的な連携を図り、質の向上のために協定を締結しました。この連携協定の締結に伴い、本協会内に国際交流について対応し、推進するための体制として、5 月に「国際交流推進チーム」が設けられました。

国際交流推進チーム　（〇印は、リーダー）

氏　名	所属機関名・職名
〇大野　博之	国際学院埼玉短期大学　副理事長・学長
麻生　隆史	山口短期大学　理事長・学長
川並　弘純	聖徳大学短期大学部　理事長・学長
滝川　嘉彦	名古屋文理大学短期大学部　理事長・学園長
原田　博史	岡山短期大学　理事長・学長
平野　幸治	上智大学短期大学部　教授

⑵ ウェブサイトの整備充実

ウェブサイトには、本年度、ACCJC との連携協定締結の報告、短期大学間相互評価の報告、評価員候補者推薦・変更に係る様式等の変更、研修会・説明会等の開催案内、事業計画・収支予算、事業報告・決算報告、英語ページの修正、第三者評価申込の案内、第三者評価関係様式の変更、ニューズレターの掲載、短大生調査の参加募集、地域総合科学科の達成度評価の報告等の更新を 36 回行い、常に最新の情報を掲載しています。

⑶ 認証評価機関連絡協議会への参画

本協会を含む認証評価機関 12 機関（独立行政法人大学評価・学位授与機構、公益財団法人大学基準協会、公益財団法人日本高等教育評価機構他）で組織する認証評価機関連絡協議会では、平成 25 年 10

月 15 日に認証評価に対する意見交換会を開催しました。当日は、同協議会の委員 10 名（本協会から関根秀和副理事長が参加）と午前中に報道関係者 4 名との意見交換を行い、午後からは高等学校関係者 7 名との意見交換を行いました。当日の意見の概要は、大学評価・学位授与機構のウェブサイトに掲載されていますが、本協会のウェブサイトからも閲覧できます。

⑷ 認証評価機関事務連絡会の実施

本協会では、認証評価事業を実施している独立行政法人大学評価・学位授与機構、公益財団法人大学基準協会、公益財団法人日本高等教育評価機構の 3 機関と定期的（年 4 回）に「機関別認証評価制度に関する連絡会」を開催して、評価事業の現状報告、今後の予定、当面する諸問題等について情報交換を行いました。

⑸ 本協会の将来構想についての検討

短期大学を取り巻く状況と課題を把握し、本協会の将来構想に関する検討を行うため、理事会の下に将来構想検討会議（以下「検討会議」という。）が設けられました。平成 25 年 5 月に開催された第 1 回の会合及び 6 月の第 2 回会合では、会費や評価料の在り方、新規事業についての検討が行われました。7 月の第 3 回会合及び 8 月の第 4 回会合では、文部科学省高等教育局大学振興課の田頭吉一課長補佐をゲストに招いて、地域総合科学科及びその発展型としての日本型コミュニティ・カレッジの質保証についての基準及び認定制度等について意見交換を行いました。

なお、日本私立短期大学協会の短期大学振興対策特別委員会（以下「特別委員会」という。）においても同様に、コミュニティ・カレッジについての検討が行われているため、両協会で相談の結果、将来構想検討会議は一時休会して、特別委員会で検討会議の意見も反映させながらコミュニティ・カレッジの在り方についての議論をまとめていただくことになりました。

将来構想検討会議委員

	氏　名	所属機関・職名
議　長	関口　　修	郡山女子大学短期大学部　理事長・学長
副議長	福元　裕二	西九州大学短期大学部　理事長・学長
委　員	麻生　隆史	山口短期大学　理事長・学長
〃	大野　博之	国際学院埼玉短期大学　副理事長・学長
〃	川並　弘純	聖徳大学短期大学部　理事長・学長
〃	滝川　嘉彦	名古屋文理大学短期大学部　理事長・学園長
〃	原田　博史	岡山短期大学　理事長・学長

⑹ 文部科学省の先導的大学改革推進委託事業の受託

本協会は、文部科学省の平成 25 年度先導的大学改革推進委託事業「米国における短期高等教育機関の社会（地域）貢献とその評価に関する調査研究」を受託しました。受託した事業に関する調査研究では、本協会の麻生隆史理事、大野博之理事及び事務局の桜井一江事業課長が平成 26 年 2 月 2 日～ 10 日の日程で米国のワシントン D.C. 及びサンフランシスコに赴き、短期高等教育の関係機関やコミュニティ・カレッジを訪問してインタビュー調査を行いました。調査研究成果報告書は、本協会のウェブサイトに掲載しています。

貸借対照表

平成26年 3月31日現在

（単位:円）

科　　目	当年度	前年度	増　減
Ⅰ　資産の部			
１．流動資産			
現金預金	33,645,126	36,648,900	△ 3,003,774
未収金	4,426,264	0	4,426,264
前払金	1,353,717	352,055	1,001,662
流動資産合計	39,425,107	37,000,955	2,424,152
２．固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	100,000,000	100,000,000	0
基本財産合計	100,000,000	100,000,000	0
(2) 特定資産			0
退職給付引当資産	27,332,284	25,146,789	2,185,495
減価償却引当資産	5,976,290	6,328,984	△ 352,694
評価事業引当資産	110,500,000	109,000,000	1,500,000
特定資産合計	143,808,574	140,475,773	3,332,801
(3) その他固定資産			
建物付属設備	432,508	519,217	△ 86,709
什器備品	3,632,439	574,441	3,057,998
保証金	7,920,000	7,920,000	0
その他固定資産合計	11,984,947	9,013,658	2,971,289
固定資産合計	255,793,521	249,489,431	6,304,090
資産合計	295,218,628	286,490,386	8,728,242
Ⅱ　負債の部			
１．流動負債			
未払金	3,188,354	3,711,571	△ 523,217
預り金	340,415	512,022	△ 171,607
流動負債合計	3,528,769	4,223,593	△ 694,824
２．固定負債			0
退職給付引当金	27,332,284	25,146,789	2,185,495
固定負債合計	27,332,284	25,146,789	2,185,495
負債合計	30,861,053	29,370,382	1,490,671
Ⅲ　正味財産の部			
１．指定正味財産			
寄付金	100,000,000	100,000,000	0
指定正味財産合計	100,000,000	100,000,000	0
（うち基本財産への充当額）	(100,000,000)	(100,000,000)	(0)
２．一般正味財産	164,357,575	157,120,004	7,237,571
（うち特定資産への充当額）	(116,476,290)	(115,328,984)	(1,147,306)
正味財産合計	264,357,575	257,120,004	7,237,571
負債及び正味財産合計	295,218,628	286,490,386	8,728,242

正味財産増減計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

（単位:円）

科　　目	当年度	前年度	増減
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
１．経常増減の部			
（１）経常収益			
基本財産運用益	[170,000]	[200,547]	[△ 30,547]
特定資産運用益	[125,709]	[186,879]	[△ 61,170]
受取会費	[79,983,700]	[83,760,800]	[△ 3,777,100]
事業収益	[61,756,264]	[45,045,000]	[16,711,264]
雑収益	[1,995,292]	[2,029,174]	[△ 33,882]
経常収益計	144,030,965	131,222,400	12,808,565
（２）経常費用			
事　業　費	[104,456,824]	[98,098,129]	[6,358,695]
管　理　費	[32,277,868]	[32,082,722]	[195,146]
経常費用計	136,734,692	130,180,851	6,553,841
当期経常増減額	7,296,273	1,041,549	6,254,724
２．経常外増減の部			
（１）経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
（２）経常外費用			
固定資産除却損	[58,702]	[0]	[58,702]
経常外費用計	58,702	0	58,702
当期経常外増減額	△ 58,702	0	△ 58,702
当期一般正味財産増減額	7,237,571	1,041,549	6,196,022
一般正味財産期首残高	157,120,004	156,078,455	1,041,549
一般正味財産期末残高	164,357,575	157,120,004	7,237,571
Ⅱ　指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	100,000,000	100,000,000	0
指定正味財産期末残高	100,000,000	100,000,000	0
Ⅲ　正味財産期末残高	264,357,575	257,120,004	7,237,571

論説 1

第三者評価を受けて得たもの

聖和学園短期大学　学長
鳴　海　　渉

はじめに

聖和学園短期大学は、平成 25 年度第三者評価を受審し、「適格」認定を受けました。第 2 評価期間が開始されて 2 年目の受審でしたが、地域に根ざした短期大学として、また専門職養成校としての本学の特色が高く評価されたものと考えています。

前回の受審（平成 18 年度）は、東北初の地域総合科学科であるキャリア開発総合学科設置後 2 年目でした。その後、平成 19 年に保育科を保育福祉学科に改組したほか、長期経営計画に基づく年度毎の事業計画を策定し、常に自己点検･評価する風土を醸成してきました。今回、新評価基準に対応し改革・改善に意欲的に取り組めたのもその効果の現れと捉えています。

第三者評価は、短期大学自らが新たな視点で点検し、改革・改善を進めるうえで絶好のチャンスです。同時に、短期大学として教育の質を保証し、PDCA サイクルによる検証の重要性と、エビデンスに基づく教育の内容・評価を明確に示すという短期大学の責務を確認する貴重な機会でもあります。今回、第 2 評価期間の第三者評価に臨んだ本学のあゆみを振り返り、第三者評価で得たことについて記してみたいと思います。

1 第三者評価までの道のり

本学の自己点検・評価委員会は、学長を委員長とし各部科長、副部長、主任で構成し、毎年、自己点検・評価報告書を作成しています。平成 24 年に第三者評価受審に向けた活動を本格化させ、10 月には新マニュアルにのっとり「平成 23 年度自己点検・評価報告書」を完成させました。

しかし、エビデンスに基づく報告書作成、受審を具体的に考えた時、いくつかの課題が見えてきました。これに対応するため ALO を中心とした自己点検・評価委員会を毎月開催し、委員会では新評価基準の理解と「学習成果」の査定や報告書作成についての議論から始めました。さらに、ALO から具体的な活動方針が示され、「建学の精神」に基づく学科・専攻毎の教育目的・目標の見直しとともに、三つの方針及び「学習成果」を策定して学内外に公表しました。

また、自己評価表を制定し学生自身が学習成果を査定することで自らの課題を確認するシステムを構築したほか、『カリキュラムマップ』の作成、及びそれに連動させた『学生生活ガイドブック』、『シラバス』の改訂を行いました。加えて、FD 委員会活動を活発化させ、公開授業や、FD・SD 合同研修会等を開催し、教職員の意識向上に努めました。

「平成 24 年度自己点検・評価報告書」は、この過程とこれまでの経過で見えた課題を踏まえ作成しましたが、課題に対応する機会を早く持つため、あと 1 年早く準備を進めておけば、との反省が残ります。ただ、この間、エビデンスの準備や可視化を図る作業を進めながら全教職員に投げかけたことの一つは、今まで培ってきた本学の特色、アピールポイントは何かを見つめさせることでした。これらの取り組みを通して PDCA サイクルを教職員に意識化させ、日常化することができたと感じています。

2 新評価基準の理解―学習成果について

新基準の重要な視点の一つは「学習成果」の査定です。しかし、教職員にとって「学習成果」は、「成果」という言葉からまず結果の査定がイメージされ、「期待される学習成果」を理解することが難しかったようです。「学習成果」を定量的に示す材料は、多種多様に存在します。他方、学生の成長を考えるとき、定性的な評価をどのような方法で行うのかを示すことは容易ではありません。しかし、現実に私たちは、2年間で成長した学生の姿を目の当たりにし、卒業の時を迎えています。私たちは教育機関として「学習成果」を具体的、明確に検証し、社会に公表していく責務があると改めて感じました。それには何より、「学習成果」を継続的に向上させるためのPDCAサイクルを機能させることが重要です。

そこで、本学では量的評価の向上を図るとともに「建学の精神に基づく質的評価」のため、「学習成果の自己評価」というポートフォリオ形式の自己評価表を各学科・専攻ごとに作成しました。質の高い専門職養成を目指す保育福祉学科には、履修カルテや養成の指針が存在しており自己評価表の基礎にすることができました。一方、キャリア開発総合学科は、地域総合科学科としての使命を果たすべく毎年カリキュラムを見直していますが、多様な資格取得を目指す学科の「学習成果」を一律に査定することは困難でした。そのため各系の目指すところを評価対象とするとともに、「ヒューマンスキル」項目を挙げて「学習成果」を測りました。全学共通としたことは、「建学の精神」や教育目的・目標を具体的に評価できるような内容にしたことです。

また、学生アンケートにも「建学の精神」に基づく人間としての成長を量的・質的データとして測定する仕組みを構築しました。アンケートは、毎年度末に全学生対象に行ってきましたが、2年間の成長を把握するため入学時にも実施することにしました。

3 「第三者評価」を受けて得たこと

教職員の改革・改善の意識を向上させることにこそ、第三者評価の意義があります。特に自己点検・評価報告書作成の過程は、改革・改善の意識・体制作りにつながりました。それ以上に大きな役割を果たしたのが、全学で取り組んだFD・SD活動です。

平成24年度は全教職員を対象とした「学習成果の査定について」の研修会、「『平成23年度自己点検・評価報告書』について」をテーマとしたFD講習会、さらに公開授業を4回実施しました。公開授業では授業を参観することで具体的な教授方法を参考にでき、教授能力向上について建設的な意見交換を行う場ともなりました。さらに、学生による授業評価の結果を踏まえ、教員個々の点検活動を報告する『授業改善のために　授業に関する教員の自己点検・評価』を例年通り刊行し教授法の向上に努めました。

平成25年度はこれらの取り組みを改善し、公開授業は一定期間内にどの授業でも参観可能としました。また、各学科・専攻の理解を深めるため学科の特色と入試について学ぶ会を開催し、更に紀要投稿の中から「授業実践の事例・研究発表会」を開催しました。

このように多くの機会を捉えて教職員相互の連携を図り、情報・課題の共有と理解を深めて、全教職員が一体となり「学生一人一人を大切にする教育」に取り組んでいることは本学が誇る大きな特徴です。これこそが「学習成果」を高め、教育の質保証を図る重要な要素だと考えています。その基礎は、「慈悲」と「和」、「智慧」を学ぶ人間教育という本学の「建学の精神」にあります。教育全体を点検・評価する第三者評価は、「建学の精神」を見つめる良い機会となり、これまで以上に「建学の精神」の理解とその目指すべき教育内容を認識し、社会が求める人材育成具現化に取り組むことができました。

第三者評価受審に際し最も大切なのは、自己点検・評価を全教職員で行う過程です。本学が、

教職員協働の中で一体感、充実感を持ち、学生を大切に高度な教育機関としての目標、役割を明確にしたことは大きな収穫でした。同時に各学科・専攻間の理解も深まり、切磋琢磨する機運が高まっています。受審後も早速、新たな教育改革に取り組んでいます。基礎学力向上に向けた試みや、カリキュラムマップと履修系統図を基に、学生が2年間の学びを可視化できるような取り組みも開始しました。今後も常に教育の質向上に向け改革・改善の道を確実に歩んでいきたいと思います。

おわりに

今後の最重要課題は、この改革・改善のモチベーションを維持し、実施体制を工夫しながら継続していくことです。短期大学の将来を考えた時、厳しい道ではありますが、決して暗いものではないと考えています。それは、学生たちの生き生きした眼差しに現れています。「建学の精神」の下、地域に根差した短期大学としての役割を認識し、個性や特色を伸ばし、教育の質保証とそれを社会に発信していく努力の先には必ず発展があります。第三者評価が質保証の水準を向上させるという重要な役割を担っているのは過言ではありません。

最後になりましたが、評価員の先生方、また短期大学基準協会の関係者の皆様には改めて深甚なる謝意を表したいと思います。本当にありがとうございました。

（聖和学園短期大学キャンパス）

論説2

ALOを経験して

華頂短期大学　教授　ALO
流　石　智　子

はじめに

華頂短期大学（以下「本学」）は、平成18年度に第1回の第三者評価を受け、それから7年後の平成25年度に再び評価を受けることになりました。この7年間は、次回の評価を受けることを念頭に置きながら、PDCAサイクルの実施を各部署や学科において心がけてきました。しかし、日々の業務に時間を割かれる中、本来のPDCAサイクルが充分機能しているのか、ALOとして心配なところでした。また、評価員の方々に本学をよく理解していただくために、可視化の工夫も大きな課題となっていま

した。

1 学内「自己点検・評価委員会」の立ち上げとその役割

平成 24 年 5 月 23 日に「自己点検・評価委員会」が立ち上がり、第 1 回自己点検・評価委員会が実施されました。7 年前の自己点検・評価の実施に向けての取り組みからすると、かなりの大きな進歩があったと自負しています。前回以上に、委員会のみでなく作業部会を設置し検討の機会を増やし、原稿の締め切りを 1 期、2 期、3 期と分けて、各作業部会を中心に報告書の作成を行い、まとめる方式をとりました。

各学科教員や関係部署職員が総出で、自己点検をして報告書の作成にかかわったことは、本学のこれからの事業展開に大きく影響していると思っています。月に 3 回から 4 回の委員会や関連会議をしたことは、報告書をまとめるのみでなく、学科や部署でのコミュニケーションを通して教職員の連携が進み、概ね 1 年間の報告書作成は大きな意義あるものとなりました。

2 役立った第三者評価 ALO 対象説明会

ALO による学内の説明会では、第三者評価 ALO 対象説明会の内容が役立ちました。評価を受ける短期大学に向けて、新しい短期大学評価基準や、自己点検・評価の方法についてなど丁寧な説明がありました。本学内での教職員向けの自己点検・評価の説明において、ALO 対象説明会の資料を活用でき、大変助かりました。なかなか第三者評価のことを理解しにくい教職員がいる現状のなか、ALO の力不足もありましたが、第三者評価 ALO 対象説明会に助けていただいたことを、今思い出しています。

自己点検・評価報告書の最終確認には、丁寧に報告書を熟読した委員長（学長）から最終のコメントをもらったことも、報告書の作成にあたった委員や作業にかかわった関係者すべてが心強かったところです。ALO の立場としては、教職員が連携し作り上げた報告書に対する委員長（学長）からの最終コメントは、訪問調査実施前の教職員の心構えになり、嬉しく思いました。学内が報告書作成を通して一丸となりました。

3 評価チームの訪問調査

訪問調査は、前日の評価員との事前打ち合わせ、3 回の面接調査、学内視察などの日程で行われました。訪問調査は本学の様子を知っていただくのに、大変重要なものです。各部署、学科が、担当者と共に、打ち合わせも念入りに行い、互いにカバーしあって、評価員の方々に視察していただくための準備を進めたことで、本学内においても教職員が共に調査を受け入れるという姿勢ができ、とても良い経験になりました。

4 今回の評価基準の難しさを乗り越えて

第三者評価の評価基準が大きく見直されました。10 領域から 4 基準に集約されたこと、建学の精神や教育理念が強調され、学位授与の方針等、三つの方針を明確にすることなどが重要なポイントになっています。また、学生の「学習成果」を具体的に示すことにも重点が置かれています。このことを理解することは、教職員のなかで、簡単なようで非常に難しいことでした。

可視化の必要性もあり、本学では何がそれにあたるのかの理解までに、時間がかかりました。幸いにも作業部会を中心に、そのことについても繰り返し確認作業をしたり、討議を深めて、直接の評価員からの質問に対して、的確にお答えできるように準備を進めることができました。評価基準の具体的な可視化の内容には、「学び・ステップアップシート」や「授業アンケート」、「リフレクション・ペーパー」などがあり、授業改善に向けての取り組みの説明を担当者が丁寧にすることができました。

学修支援のための「スタディアドバイザー」の演習室への配置等、質問に具体的に対応できたと思っています。学則に基づく自己点検・評価のための諸規程の整備等についても、お話することができました。

学内施設の視察においては、評価員の方々には、学科の教員や職員が担当場所にて細かく対応できたように思います。訪問調査を通して、私は大変緊張いたしましたが、有意義な時間をいただいたと感じています。

おわりに

今回の第三者評価を受けたことで、私を含め、PDCA サイクルの必要性を再確認できたのではないかと思います。日々の業務に追われる毎日ですが、向上・充実のためのフィードバックをするためにも、関係事業への PDCA サイクルの確立を行うことが質保証のためになくてはならないことであると思います。

評価でご指摘を受けたことは、各部署・学科において、日々のアセスメントを欠かさず、PDCA サイクルを常に意識しなければならないと、教職員各自が再度自覚する良い機会になりました。学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針、学習成果、授業改善等に積極的に取り組む必要性を強く意識し、前進する契機となりました。今後も ALO で経験させていただいたことを生かし、教職員と共に精進していきたいと思っています。

協会から

短期大学の改革を支える認証評価

一般財団法人短期大学基準協会　理事
青山学院女子短期大学　学長
八　耳　俊　文

昨年度から東京都私立短期大学協会の会長と短期大学基準協会の理事を務めさせていただいております。勤務校の学長に選任されて 2 年半が経ち、学校経営が職務となりましたが、学内外については未だ初めて知ることが多く、毎日が勉強です。その一つに学校教育法の短期大学の規定があります。短期大学と大学の設立目的が違うことは知識にありましたが、主たる違いは修業年限に過ぎないと理解していました。

学校教育法には短期大学を単独で独立して定義付けしていません。まず大学については目的を「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」（第 83 条）とあり、4 年以上を修業年限と定めています。続いて第 108 条で「職業又は実際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる」大学の修業年限は 2 年又は 3 年、短期大学と称する、となっています。これに基づき、大学と短期大学はそれぞれ固有の目的を持つとされます。

実際に短期大学は大学に比べて、人口 20 万人以下の地方都市にも幅広く分布しているとのデータがあります。短期大学がより得意とする職業や実際生活に直結する知識や技術は、地域の教育、衛生、医療現場等を支える人材を数多く輩出してきました。

学校教育法に記されているように、大学という枠組みにあって、基本は短期大学、応用は 4 年制大学と位置づけられた短期大学ですが、時代のニーズや女性の職業の選択の幅が広がったことにより、従来の国文・英文・教養等の他に、幼児教育・栄養学・介護・看護といった専門職業分野の学科が設立されるようになりました。資格を要するこれらの学科は年々人気を集め、目的意識が高い学生が集まります。このように短期大学でも専門性が注目されるようになった一方で、短期大学と専門学校との違いも問われるようになりました。

高度な教育を保証するため、大学基準協会、高等教育評価機構、大学評価・学位授与機構、短期大学基準協会という認証評価機関があり、教育の質保証にとどまらず、学生支援、設備、経営状況など、評価の対象は多岐にわたっています。この「保証」は専門学校にはない強みでもあります。認証評価は公表されており、そこから他の短期大学の取り組みを学んだり、自校に照らし合わせて検討したりすれば、各校にとって創意工夫の参考になるでしょう。小規模校が多く、規模が小さいゆえに新たな試みもしやすいのが短期大学の特色でもあります。グローバル化社会、少子高齢化社会にあって、ローカルで活躍する人材の充実は社会の豊かさです。

本学も短期大学基準協会から、平成 18 年、25 年に「適格」との認定を受けました。短期大学の変革期といわれる中で、常に時代に即した新しい取り組みに挑戦してきた本学の指針が評価されましたことは、ともに学校を作り上げる教職員の大いなる励みと自信に繋がりました。このように認証評価は各校の主体的な改革・改善の支えにもなります。全国の短期大学が自らの役割を確認し、それぞれが将来にわたり地域における知の拠点であり続けることに貢献するならば、短期大学は大学にも専門学校にも惑わされることなく、学校教育法に定められた本質を貫くことができるのです。

編集後記

今年の夏は、特別警報が出るような大雨になったり、晴天が続いて 39 度を超えるようになったり、激しい天気が各地で現れていますが、皆さまにはいかがお過ごしでしょうか。

今年度の当協会では、6 月に役員と評議員に一部変更がありました。新しい陣容で本年度の活動を行っていきます。7 月に 241 人の評価員を対象にして第三者評価 評価員研修会を開催し、今年度の第三者評価が活動しています。

昨年度の第三者評価について、評価校の代表者と ALO に「論説」をお願いし、八耳俊文理事に「協会から」をお願いしました。今後の第三者評価の参考になることを願っています。

本委員会でも、委員長が麻生隆史から川並弘純へ交代しました。本ニューズレターが、更に分かりやすくなるように、委員一同で努めてまいります。

（ＰＨＭ）

編集・発行
一般財団法人 短期大学基準協会　広報委員会
〒102－0073　東京都千代田区九段北 4－2－11
第 2 星光ビル 6 階
Tel. 03－3261－3594　　Fax. 03－3261－8954
E-mail：jimukyoku@jaca.or.jp
URL：//www.jaca.or.jp/